

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課 No.006

処 分 名	清算金の納付期限
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における清算金を分割徴収又は分割交付する場合において、毎回の納付又は交付期限を前回の期限からそれぞれ 6 ヶ月目又は 1 年目を経過した日とします。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成 17 年条例第 145 号）第 26 条第 3 項
処 分 基 準	◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金又は交付すべき清算金を分割徴収又は分割交付する場合、その毎回の納付又は交付期限を前回の期限から起算して納付は 6 ヶ月目、交付は 1 年目を経過した日とします。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において第2回目以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6か月目又は1年目を経過した日とする。

■土地区画整理法
(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～2項に規定